

第5回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成28年7月14日（木） 午後1時28分
2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
3. 閉会の年月日 平成28年7月14日（木） 午後1時50分

4. 出席委員（15人）の番号及び氏名

1番 澁谷 秀明	2番 太田 豪	3番 成田 悦夫	4番 高橋 洋美
5番 三浦 久利	6番 佐藤 正悟	7番 棟方 廣光	8番 川村 博行
9番 澁谷 和仁	10番 貴田 徳正	11番 瀬戸 弘之	12番 石村 孝憲
13番 瓜田 良一	14番 相馬 一二	15番 下山 勝源	16番 成田 春光

5. 欠席委員（1人）

14番 相馬一二

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 参与及び書記の任命
- 第3 議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
 議案第21号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第22号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局次長 佐々木 明彦	総括主幹 齋藤 千帆	主査 佐藤 春奈
--------------	------------	----------

8. 会議の概要

開会 午後1時28分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議長 只今の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第5回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、7番棟方廣光委員と、8番川村博行委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、佐々木次長、書記には齋藤総括主幹、佐藤主査を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。
 したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第19号から議案第22号まで一括議題とし、順次審議に

入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議がないので、そのようにさせていただきます。

それではまず最初に、議案第19号から議案第20号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員からの報告をお願いします。
7番、棟方廣光委員。

棟方委員 はい、7番棟方です。
それでは報告をいたします。去る7月6日、川村博行委員、事務局と現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件、使用貸借が1件でございます。いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。以上です。

議 長 それでは、議案第19号について事務局より説明願います。

事務局 議案第19号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は4件です。No.1からNo.4については、売買が2件、贈与が2件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

瀬戸委員 質問。

議 長 番号と名前をお願いします。

瀬戸委員 11番、瀬戸です。1番の人、〇〇〇市になってますが、何をしている人か。

事務局 No.1の農地に関しては、この度法人解散に伴う所有権移転となっております。現場を確認したところ、先日草刈を行ない、今日現在は保全管理されています。

瀬戸委員 農地として使うって事か。

事務局 その予定で申告してました。

瀬戸委員 わかりました。

議 長 あと、ないですか。

【なし】

議 長 質問がないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第20号について事務局より説明願います。

事務局 議案第20号農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は1件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。No.1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

契約期間は、記載のとおりです。以上です。

議 長 事務局からの説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第21号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第21号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は2件です。
本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第22号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第22号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は2件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

それでは表決に入ります。
議案第19号から議案第22号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

次に、報告第11号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第11号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
No.1、No.2について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

瀬戸委員 はい、11番瀬戸です。11号の1番で、〇〇〇〇〇〇〇農事組合法人理事となっておりますが、借りたこの人、これは代表理事にならないといけないのでは。

事務局 申し訳ございません。今現在、会社の定款等がないので、今は確認できませんが、帰ったら確認してみます。

瀬戸委員 はい、わかりました。

議 長 あと、ないですか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第12号について事務局より説明願います。

事務局 報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。No.1については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。

暫時休憩します。(午後1時39分)

再開します。(午後1時50分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了しましたので、第5回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後1時50分)